

区内保育施設長 様  
保護者 様

### 育児休業中の保護者にかかる復職日の再々延期について

平素より中野区の保育行政に対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
標記につきましては、下記の通り取り扱いますので、よろしくおねがいたします。

#### 1 内 容

4月28日付け事務連絡でお知らせしたとおり、現在復職時期の延長を7月1日まで  
にしていますが、緊急事態宣言の期間延長により臨時休園期間も延長となりました。

そのため、4月入園が決定した児童の保護者に対し、在園資格を保持したまま、復職  
時期の延期を認める措置を実施します。5月および6月入園の方も対象となります。

#### 2 対 象

認可保育所・地域型保育事業施設・区立保育室・認定こども園（2・3号認定）に  
通園する児童の保護者

#### 3 猶予期間（復職日）

7月1日の復職日を1ヶ月延長して、8月1日までとします。

#### 4 条 件

- 家庭で保育を行うこと。
- 育児休業の延長について保育園に連絡すること。
- 復職時に「復職証明書」を提出のこと。

#### 5 周知方法

区ホームページで案内します